

⑦ 「フィブリノゲン HT-ミドリ」の製造承認時 [1987 (S62) 年 4 月]

ア) 承認申請時の審査基準

図表 3-19 「フィブリノゲン HT-ミドリ」製造承認時の審査基準

申請時必要書類	<p>申請書、臨床試験資料、その他資料 (臨床試験資料の提出は法令による義務化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1979 (S54) 年改正薬事法<sup>49</sup>により、「申請書に臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。」と臨床試験資料の提出が法令により義務化されていた。</li> <li>・ 昭和 42 年 9 月 13 日薬発第 645 号通知、同年 10 月 21 日薬発第 747 号通知等により医薬品の種類ごとに承認申請書に添付すべき資料として示されてきた範囲が、改正薬事法施行規則 18 条の 3 により、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の区分に応じ、必要とされる添付資料の範囲が法令として示されていた。</li> <li>・ なお、「申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合、その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合には、その資料の添付を要しない (薬事法の一部を改正する法律の施行について)」とされていた。</li> <li>・ 1980(S55)年厚生省薬務局長通知「医薬品の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料について」により、血液製剤において承認申請書に添付すべき資料が明確にされており、分画製剤のうち「既承認医薬品等と有効成分、効能効果等が異なる医薬品」の場合は、臨床試験資料の添付が求められていた。ただし、血液製剤の場合、必要症例数に関する規定はなされていなかった。また、分画製剤のうち「その他の医薬品」の場合は臨床試験資料の添付は要求されていなかった。</li> </ul>
臨床試験の要件	「PPSB:ニチヤク」の製造承認時に同じ
審査基準	有効性、安全性、性状・品質

<sup>49</sup> 薬務公報第 1097 号 (薬事法の一部を改正する法律 (昭和 54 年法律第 56 号) 厚生省薬務局監修 1979 (S54) 年 10 月 11 日 (東京乙 B104))